

第 2 1 回防衛セミナー

沖縄県立博物館・美術館

平成26年3月6日(木) 18:30~20:30

【沖縄防衛局長】

沖縄防衛局長の武田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、みなさま大変お忙しいところ、第21回防衛セミナーにお越しいただきまして誠にありがとうございます。

この防衛セミナーにおいては、みなさまの防衛省・自衛隊に対するご理解を一層深めていただけるよう定期的に開催させていただいており、その時々テーマについて、講師にスライドなどを使っていただき、みなさまに分かりやすくお伝えできるように努めているところでございます。

本日のセミナーのテーマは、昨年末に閣議決定されました国家安全保障戦略、新たな防衛大綱及び中期防衛力整備計画でございます。

国家安全保障戦略は、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障に関する基本方針を我が国として初めて定めたものでございます。また、新たな防衛計画の大綱につきましては、この国家安全保障戦略の下で、我が国防衛の基本方針を定め、防衛力の在り方と保有すべき防衛力の水準を規定しております。

さらに中期防衛力整備計画は、この防衛計画の大綱の下で、今後5か年間どのような防衛力を構築するのかについて、国民のみなさまに明示したものでございます。

みなさまもご承知のとおり、現在、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しております。このような安全保障環境において、私ども防衛省・自衛隊が我が国の防衛の任務を全うするためには、国民のみなさま方お一人お一人の防衛省・自衛隊に対する一層の御理解と御協力が必要でございます。

本日の講師は、国家安全保障戦略、新たな防衛大綱及び中期防衛力整備計画それぞれの策定に直接携わった方々をお迎えしております。

本日の防衛セミナーにおいて、みなさまの防衛省・自衛隊に対するご理解が一層深まっていたいただければ幸いです。

最後に、みなさまにおかれましては、どうかセミナーの最後までお付き合いいただくことをお願いさせていただきます。私の挨拶とさせていただきます。

【国家安全保障局 赤瀬参事官】

みなさん、こんばんは。

御紹介いただきました内閣官房国家安全保障局の内閣参事官をさせていただきます。まず赤瀬でございます。

どうぞよろしくお願い致します。

本日はお忙しい中、たくさんの方にお集まりいただきまして、また、こういった機会

をいただけたことを大変有り難く思っております。

お話の方は不慣れで聞きづらい点多々あるかと思いますが、少しでも安全保障の問題に興味をもっていただければ有り難いと思っております。テーマにつきましては、国家安全保障戦略ということで頂いており、早速はじめさせていただきます。

国家安全保障戦略につきましては、我が国の安全保障についての基本方針を示す政策文書であります。これに近い言葉で国家安全保障会議や、あるいは私の所属しております国家安全保障局とかございまして、密接な関係がございまして、

国家安全保障会議につきましては、昨年12月に設置された組織でございまして、総理大臣を中心として外交・安全保障に関する諸課題につきましては、戦略的な観点から機動的に運営される閣僚レベルの会議体というイメージです。

また、国家安全保障局につきましては、国家安全保障会議の事務局でありまして、国家安全保障会議を恒常的にサポートする組織でございまして、

そういったことから、国家安全保障会議が司令塔となり、政府一体となって、国家安全保障の施策を推進していき、それを国家安全保障局がサポートするといった関係になります。本日は、まず国家安全保障会議や国家安全保障局の設立の経緯、その体制についてお話しさせていただきます。その上で国家安全保障戦略の策定の経緯や内容をお話しさせていただきます。

また、私が担当しております国家安全保障戦略の課題として、新聞などでしばしば取り上げられている安全保障の法的基盤の再構築、集団的自衛権の話や、憲法解釈の問題、武器輸出三原則の問題などについても、お時間があればご紹介させていただきたいと思っております。

国家安全保障会議（National Security Council）について、NSCと言われますが、まず非常に有名なのがアメリカのNSCであります。

アメリカ以外にも、英国、韓国やオーストラリアなどいろいろな国に似たような組織がございまして、いずれも大統領や総理を中心としており、安全保障に関わる大臣などをメンバーとした会議体であり、定期的開催し、その運営のために事務局が置かれており、そういった組織がNSCでございまして、

アメリカにおきましては、NSCの歴史が古く、1947年にトルーマン大統領の時に設立されております。それ以外の国については、意外と新しく、最近になって必要性が叫ばれて設立されております。オーストラリアは1996年の設立、英国は2010年の設立ということで最近の話といえます。そのように諸外国で既に導入されているNSCという仕組みを、今般、日本にも持ち込む形になったことから、日本版NSCという言われ方をされております。

日本版NSCをめぐる近年の動きでございまして、基本的には第一次（平成18年）安倍政権で「日本版NSC」が提唱され、法案も国会へ提出されております。しかしながら、安倍政権から福田政権に替わり、衆参の国会のねじれにより法案が成立せず、廃案になった経緯がございまして、再び安倍政権となり、安倍総理の就任会見の時から国家安全保障会議に取り組むと言及しており、実際に昨年（平成25年）6月に国会へいわゆるNSC設置法案を提出しております。その上で、11月の臨時国会で法案が成立し、12月に国家安全保障会議設立されております。国家安全保障局につきましては、1か

月遅れで今年（平成26年）1月に設置されました。

このような経緯からも明らかですが、安倍総理の強いイニシアチブ（主導）で出来た組織といえます。

国家安全保障会議は、先程から申し上げておりますが、総理を中心として政治の強力なリーダーシップを確保するものであり、中核となるのが4大臣会合でございます。総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣が常に出席し、いま安倍政権においては、麻生副総理も常に出席されております。平素から意思疎通を図りながら定期的に機動的に開催されております。基本的には、国家安全保障局の局長、内閣危機管理監や統合幕僚長なども出席してサポートしております。

次に国家安全保障局でございますが、国家安全保障会議の事務局になりますが、会議の議論が円滑に進むように下支えするのが役割であり、国家安全保障に関する基本方針などの企画立案や総合調整を行い、そのために必要な情報を関係行政機関等に依頼し、その情報を基に立案等のために活用しております。基本的には、政策担当部門ということでございまして、類似の組織として内閣危機管理監がございしますが、別の組織となっております。しかしながら、政策と危機管理、事態対処は密接に連携する必要がありますので、平素から連携を図っております。

内閣官房の組織は、総理や官房長官のスタッフとして、国家安全保障局も組織の一部でございます。国家安全保障局の体制につきましては、局長1名、次長2名、審議官3名がおり、その下に6班態勢で全体で67名で組織されており、アメリカの320名と比較しても小規模といえます。防衛省や外務省の職員が多く、それ以外にも経済産業省などの職員もおり、混成組織になっております。

次に、国家安全保障戦略についてお話しさせていただきます。先程から国家安全保障の会議や局といった器のお話をしましたが、その内容が国家安全保障戦略ということになります。

各国の国家安全保障戦略については、意外と新しいもので、一番古いのがアメリカで1987年のロナルド・レーガン大統領の時に初めて制定されました。英国においては、2008年に労働党のブラウン政権の時に初めて制定され、また、オーストラリアにおいては、2013年に制定されております。諸外国の国家安全保障戦略については、基本的な構造は自国の国益は何なのかを定義付けた上で目標を設定し、リスクを評価し課題を特定し、課題に対して方策を示す構成となっております。

我が国の国家安全保障戦略の策定の経緯でございますが、平成25年9月に閣僚懇談会で安倍総理から作成の指示が出されました。作成に当たっては、安全保障会議または国家安全保障局が設置された上で作成するべきではないかとの議論もございましたが、国家安全保障会議の設立までに間に合わせるよう指示がありました。4大臣会合を毎日先取りするような形で議論をして、12月に作成したという経緯でございます。

作成については、「安全保障と防衛力に関する懇談会」の有識者の方々から様々なご意見を伺うために懇談会を立ち上げております。座長は北岡伸一氏（国際大学学長）でございまして、北岡座長におかれましては、安保法制懇の座長代理も勤めております。また、座長代理の谷内正太郎氏は元外務事務次官であり、現在、国家安全保障局の局長でございまして、4か月と短い作成期間ではあります。安全保障と防衛力に関する懇談会、

閣僚会合、安全保障会議、自民党安全保障調査会、与党安全保障プロジェクトチーム、公明党外交安全保障調査会など様々なところで密度の濃い議論をしていただきながら策定した経緯がございます。

国家安全保障戦略の意義でございますが、国防の基本方針に代わるものとして日本の安全保障戦略を内外に発信ということであり、これが重要と考えております。戦略という言葉は誤解を招きやすいですが、外交や防衛に関する手の内を示すといったような秘密めいたものではなく、公表を大前提としており、安倍政権の国家安全保障政策を体系的に整理して明確に示すことによって、国民のみなさまにご理解を求めるためのものがございます。国家安全保障戦略は、国民の生命・財産を守ることであり、本質的に国民のみなさまに密接に関わるものと考えております。しかしながら、日頃はなかなか関心の持ちづらい分野ですので、このような機会を活かして色々なお話をさせていただくことは、非常に大事なことだと思っております。

対外的な観点から申し上げますと、我が国の国家安全政策を諸外国に透明性を持って示すものがございます。安倍政権については、世間では保守的などと言われることも多いですが、そういう観点ではないということ、平和主義を踏襲していることを明確に示しています。政府内の観点から申し上げますと、NSCが司令塔の機能を果たすために必要なものであります。

国家安全保障戦略が発表された後の各報道機関の見出しでは、評価しているものもございますが批判的な意見があり、代表的なものでは「軍備増強」「平和主義変質」といった批判がございました。安倍政権は、よく批判的に「ナショナリスト」と言われることがあります。国家安全保障戦略も「国家主義的だ」などの印象を受ける方も居られるかもしれませんが、必ずしもその様なものではございません。また、国家安全保障というのは、我が国の安全保障ということであり、安全保障とは幅広いコンセプトですが、ここでは、国家レベル・国民レベルでの安全保障の戦略を示しております。一般的に各国でも使われているコンセプトになります。

安全保障と国防戦略文書の体系についてですが、従来体系では、国防の基本方針があり、防衛計画の大綱があり、そして中期防衛力整備計画という体系でありました。

国防の基本方針というのは、非常に古いもので昭和32年に策定され、半世紀以上も生きながらえた文書でございます。国防の基本方針の内容は、非常にシンプルであり、当時の戦後の雰囲気が残ったものであり、今般の国家安全保障戦略の策定に伴い実質的に廃止されたこととなります。以前は、防衛計画の大綱の中に安全保障の基本方針といった項目がありまして、国防の基本方針と入り組んだものになっておりました。それらについて、国家安全保障戦略において体系的に整理されたものになっております。

国家安全保障戦略の構成については、基本的に安全保障に何を何からどのように守るのかという観点から考えられています。例えば、まず何を守るのかというのは、安全保障の対象となる国益とは何かを示すこととなり、第二章になります。次に何から守るのかということですが、脅威がどのようなものかを示しているのが第三章にあたります。我が国を取り巻く安全保障環境を分析して、どういった脅威があって、どういったリスクがあって、それがどういうものなのかを評価した上で、国家安全保障上どういった課題があるのか特定しております。第四章については、どうやって守るのかの方策や手段の

戦略的アプローチを示しており、このような構造で構成されております。

策定の趣旨でございますが、全体として総花的に政策を並び立てているだけではないかとの批判もいただいておりますが、ある意味、体系的に網羅的に書かれているためそのような印象を与える部分もあるかと思っております。事務方の当初の原案では、十数ページでありましたが、色々と調整を重ねる度にページが増えていき、各分野において正確に抜けなく書かなければならないとの事情もあり、最終的に33ページになりました。

国家安全保障の基本理念でございますが、我が国がどういった存在で、どういった歩みをしてきたのか記されております。例えば、豊かな伝統や文化を有し、普遍的な価値を掲げ、高い文化水準、強い経済力と技術力、海洋国家、平和国家であるといったものでございます。平和国家の歩みとしましては、戦後一貫して専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持し、踏襲するポジションを取っております。また、引き続き、国際政治経済の舞台で主要プレーヤーあり続けることも重要と考えております。

国際協調主義に基づく積極的平和主義については、国家安全保障戦略の一番の肝となるコンセプトであり、どの国も自国を自国だけで守っていくのは非常に難しい状態にあり、特に日本においては非常に難しいことの認識に立ち、アメリカですら自国を自国のみで守るとか守ろうとか考えているわけではありません。やはり同盟国や同じ考え方の国々と連携していく中で、我が国の平和と安全を保っていく上でも、国際社会の平和と安定のために積極的にコミット（かかわり合う）していくことが必要ではないかといった考え方があります。平和については、何もしないで平和になれるというのではなく、平和に向けて一生懸命に努力して、平和というものが実現できるのではないかと考えます。

我が国の国益と国家安全保障の目標についてです。国益として三つ掲げております。一つは国家としての生存といいますか、安全であり、二つ目は経済的な繁栄、三つ目は価値観など国際秩序の維持・擁護であります。非常に当たり前の事ではないかと御指摘があるかも知れませんが、こういった形で国益から説き起こしたことに意味があるのではないかと思います。

国家安全保障の目標でございますが、一つ目は我が国に脅威が及ぶ場合には、これを排除する。二つ目は、そういった脅威が及ばないように我が国周辺の安全保障環境を改善し、脅威が発生しないように予防する。三つ目は、さらに根源的になりますが、脅威が発生しないようなグローバルな安全保障環境を構築していくことでございます。これも当たり前のように思われるかも知れませんが、今回、体系的にしっかりと整理したものであり、我が国として脅威に対して、しっかりと対処し、脅威が発生しないように最大限努力していくことが目標ということでございます。

グローバルな安全保障環境の課題でございますが、大きなものでいえば、パワーバランスの変化、IT技術の進展などと考えております。

アジア太平洋地域における安全保障環境の課題でございますが、特に北東アジアについては、大規模な軍事力を持つ国が存在しており、色々な価値観が存在しています。

国家安全保障上の戦略的アプローチでございますが、我が国の能力や役割を強化していくことが肝心であり、そういった意味で外交強化、防衛体制の構築、領域保全に關す

る取組の強化が揚げられます。

日米同盟の強化については、安全保障を考える上でアメリカとの同盟関係の強化は非常に大きな課題であり、今後、ガイドラインの見直し等に取り組んでいくことを記述しているところであります。

国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化につきましては、国別・地域別でどういった対応をしていくのか記述しております。

我が国と普遍的価値・戦略的利益を共有する国との協力関係の強化でいえば韓国・オーストラリアなどがあります。積極的平和主義を実現する上で、地球儀を俯瞰する外交を展開するために総理・大臣レベルをはじめ様々な形で一体的に努力していくということです。そのため、総理・大臣は、国会の合間を縫って世界各国へ外交を展開しております。

国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与でございますが、国連、法の支配、国際平和協力、国際テロ対策といった国際社会の抱えている課題別にどのように解決するかの対応が記述しております。

地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化でございますが、安全保障協力といった範疇だけではなく、さらに深い普遍的な価値の共有の問題やルール作りなどにも我が国として積極的に取り組んでいくことを記述しております。

国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進でございますが、色々な情報発信を行うとともに、社会的基盤・知的基盤を強化していくことは非常に重要な課題であると認識しています。

社会的基盤においては、「国を愛する心」という記述がありますが、与党内からもご指摘があり、様々議論がなされまして、我が国の郷土を愛する心を失うということで、教育基本法に沿った形で記述させていただきました。

主要課題の中で、安全保障の法的基盤の再構築については、憲法解釈や集団的自衛権などの問題を含め、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」、いわゆる安保法制懇と呼ばれておりますが、平成25年2月から議論していただいております。座長である柳井俊二氏は国際海洋法裁判所長で元外務事務次官でございますが、海外勤務で非常に多忙であるため、座長代理の北岡伸一氏が中心となって議論していただき、これまでに6回開催しております。

安全保障の法的基盤の再構築について、なぜ考える必要があるのか、政府の基本的な問題意識について話したいと思っております。憲法制定時は国連創設など理想が先行しており、日本には国際的な役割を期待されていなかったのかと思っております。しかしながら現状では、国連軍の創設の見通しはなく、国家間のパワーバランスも変化してきており、技術の進歩でグローバル化が進行している中で、世界の様々な地域で発生する事象であっても、我が国の平和と安全に大きな影響を及ぼす可能性があるといえます。そういった中で、どの国も一国では自らの平和を維持することが出来ないとなると、同盟国と連携を強化していくか、あるいは国連の機能を強化していくことが必要になると思っております。国際社会は戦後の時代と違い、我が国としてこれまでに積み上げてきた実績が高く評価されておりますので、我が国の積極的な関与が期待されている状況であり、その中でどうやって貢献していくのか、そのためにどのように法的基盤の整備をしていくのかについて検

討する必要がある状況になっているということでもあります。

次に憲法9条でございますが、安保法制懇でも色々と議論されておりました、第1項についていえば「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とありますが、「国際紛争を解決する手段としては」のところをどう評価するかが大きな論点となっております。第2項についていえば「前項の目的を達するため」をどう評価するかが大きな論点となっております。また、そもそも憲法において、「自衛権」が存在すると明確にうたわれていないところも大きな論点となっております。

これまでの政府の憲法解釈の経緯について紹介しますと、衆議院における1946年（昭和21年）の吉田茂内閣総理大臣の自衛権についての答弁がございますが、「自衛権に付ての御尋ねであります、戦争抛棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第九条第二項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も抛棄したものであります。」と述べており、この時点においては、自衛権の発動による戦争も放棄していると説明しております。

そうならばどのように我が国の安全を守るのかについては、「平和国際団体が確立せられたる場合」とは、国際連合のことを想定されているものと思いますが、国際連合の活動によって我が国の平和と安全を守ることが、当時の吉田茂内閣総理大臣の答弁でございます。

我が国の主権回復と独立がなされ、朝鮮戦争勃発、日米安保条約、自衛隊創設を経た上で、1952年（昭和27年）の答弁になります。憲法において規定されておるのは、いわゆる国際法上の戦争であります。国権の発動たる戦争及び武力による威嚇、あるいは武力の行使は国際紛争を解決する手段としてはこれは行使してはならぬ、これは永久に放棄する」ということとございまして、侵略戦争をやめようというのが憲法9条の考えであり、自衛権の行使や保持を禁止するものではないとの答弁になっております。

また、1954年（昭和29年）衆議院予算委員会では、「憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。」との答弁がされております。

集団的自衛権についての答弁を紹介させていただきます。1959年（昭和34年）参議院予算委員会の林内閣法制局長官の答弁でございますが、「外国の領土に、外国を援助するために武力行使を行うということの点だけにしぼって集団的自衛権ということが憲法上認められるかどうか」について焦点を搾っていえば「自衛権の範囲には入らない」ものであり、外国に出掛けてその国を防衛するという意味では「自衛権の範囲には入らない」という答弁をしております。

次に1972年（昭和47年）参議院決算委員会の提出資料でございますが、我が国として、憲法9条がございますが、国民の生命・自由という権利はしっかりと守っていかなければなりません。そういったことを考えれば自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは解されない。しかし、平和主義の原則を考えると無制限に認められているとは解されない、必要最小限度の範囲に留めるべきだ、そのため、集団的自衛権の行使は、憲法上許されないということは、ここで示されています。

1981年（昭和56年）衆議院質問主意書にも同様に、「憲法第九条の下において許

容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。」という答弁がなされおり、そのような答弁が確立されてきているところであります。1959年（昭和34年）の最高裁判所の砂川事件判決においても基本的には同様なスタンスでございます。

ここで国際法と国連憲章の関係で申し上げますと、基本的には武力の行使を禁止ということについては同じ書きぶりであります。一方、国連憲章においては、例外的に武力を行使できる場合を、国連の集団安全保障措置や個別的または集団的自衛権ということで記述している構成になっております。

武器輸出三原則については、お時間の関係で省略させていただきます。

本日御説明させていただきました国家安全保障戦略につきましては、今回我が国として初めて策定されたものであります。あくまでも出発点であり、これから逐次高めていくものだと考えております。そういった中で、みなさまからのご意見を賜りながら、また、諸外国ともやり取りしながら、固定的に考えるのではなく、柔軟に変化に応じて発展させていきたいと考えております。ありがとうございました。

【防衛政策局 真部次長】

先程、赤瀬参事官の方から国家安全保障戦略あるいは国家安全保障局等々のお話でしたが、それらを踏まえて作られた「防衛計画の大綱」、それから「中期防衛力整備計画」いわゆる「中期防」について私の方から説明させていただきたいと思っております。

まず、これらの位置づけでございますが、国家安全保障戦略があり、防衛計画の大綱があり、中期防衛力整備計画があり、年度予算があり、基本的には防衛力整備、特に自衛隊の体制整備といったことのための政策文書の体系となっております。

防衛計画の大綱は、だいたい10年くらいの期間を念頭に保有すべき防衛力の水準いけば目標を定めております。中期防は、防衛計画の大綱の中の5か年間の経費、どのような装備品を調達するかということを中心に書かれている文書でございます。最終的には年度予算で決定される仕組みとなっております。国家安全保障戦略及び防衛計画の大綱の構成について、基本的に国家安全保障戦略を踏まえて防衛計画の大綱が作られている、すなわち、防衛計画の大綱は、国家安全保障戦略の考え方を踏まえ、防衛省・自衛隊でどのように対応していくのかを問題意識として作られており、項目等でも重なっている部分がございます。特に固有の部分としましては、「IV防衛力の在り方」が独自のパートと申し上げてよろしいかと思っております。

防衛大綱の構成の推移としまして、昭和51年の51大綱から今回まで我が国の安全保障の基本方針が継続されております。こういう安全保障の基本方針の部分が、今回の国家安全保障戦略の文書で充実して書かれたものですから、今回の防衛大綱では「Ⅲ我が国の防衛の基本方針」というように表現も変わっております。

次に防衛力整備計画の推移でございますが、仕組みがどのように変化したか申しますと、昭和51年に初めて防衛大綱が作られましたが、それ以前は一次防から四次防というのがありまして、あえていえば、いまでいう中期防に当たるものであり、中期防だけ

で防衛力整備を続けてきたと申し上げてよろしいかと思えます。その後、防衛大綱と中期防の組合せになったということでございます。

防衛大綱は今回で5回目、今回初めての要素としては、上位文書として国家安全保障戦略が策定されたということがございます。

防衛力についての考え方の変遷を大まかに申しますと、いわゆる51大綱というのは東西冷戦の真っ只中であって、東西が拮抗する中で我が国は西側にあって、我が国自身が不安定要因にならないように、均衡を崩さないようにと、その様な考え方をとっており、これを基盤的防衛力構想と称しております。07大綱と呼ばれます平成7年の防衛大綱でございますが、この時には東西冷戦が終わりまして、平和な世界になると、そういった考え方が強かった時代であり、それらを踏まえて国際貢献こそ重要だとの問題意識を防衛大綱に反映しております。このため、より安定した安全保障環境の貢献が重視されたわけでございます。

ところが冷戦終結後は、国際テロや弾道ミサイルなどの脅威により平和が脅かされるというような認識になり、国際テロや弾道ミサイルなどへの対処が16大綱と呼ばれます平成16年の防衛大綱においては重視されているところでございます。それから22大綱と呼ばれます平成22年の防衛大綱を経て今回の新防衛大綱となっております。

新防衛大綱の別表についてでございますが、防衛力の水準、目指す水準を示すものが別表でございます。従来は「将来」という項目でしたが、今回は「現状」と「将来」という項目を並べて示していることが新防衛大綱の特徴でございます。これまでの別表の推移としましては、全般的に各項目について勢力が現状維持か減少しているのが大きな流れでございました。

ここから安全保障環境の認識について申し上げたいと思えます。

今回の防衛大綱におきましては、まず三つに分けて認識を示しております。

一つ目はグローバルな安全保障環境、二つ目はアジア太平洋地域における安全保障環境、三つ目は我が国の地理的特性等ということでございます。

問題意識を強く持っているのは、グレーゾーンの事態でございます。グレーゾーンとは純然たる有事でも平時でもないといっておき説明しづらい概念ですが、一例をあげるとすれば、いまの尖閣諸島において中国の公船が領海内に入り出しているような事態をグレーゾーンとして認識しております。そういったものがこれから増えるのではないかと防衛大綱でみております。

アジア太平洋地域における安全保障環境においては、北朝鮮の核・ミサイル開発の関係、中国の軍事力の近代化の関係といったことを述べているところでございます。我が国の地理的特性等については、大規模災害等への対処に万全を期す必要性ということで、前回の22大綱から3年しか経っていませんが、3年間の違いを強く意識して、安全保障環境を整理をしたところでございます。一言で申しますと、22大綱の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、3年間で一層厳しさを増したとの認識でございます。特に中国、北朝鮮、ロシアによる我が国周辺での活動の活発化というのがみられます。

次に北朝鮮の核・ミサイル開発の現状としまして、ノドン以降のテポドン1、ムスダン、テポドン2が日本を射程に狙えるミサイルと考えられております。特に平成24年

12月の衛星と称するミサイル発射についての私どもの分析では、非常に高度な管制等を行って成功させたとみられるところをごさいます、私どもではミサイルの開発は相当進んでいるとみているところをごさいます。

次に中国の国防費の伸びをごさいます、これはつい先日発表された中国国防費は反映されておりませんが、2014年は前年度比で12.2%増ということをごさいます、相変わらず10%以上の伸びを示しており、継続的な高い水準の投資が国防分野に費やされているのが中国の実態をごさいます。

次に我が国についてごさいます、我が国の管轄海域は世界的にもみても広く、また、今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の巨大地震への対処が大きな課題になるだろうと考えられます。

次に我が国の防衛の基本方針についてご紹介させていただきます。

まず、国家安全保障戦略を踏まえた積極的平和主義をごさいます、防衛大綱において繰り返し述べられておりますが、それに加え総合的な防衛体制の構築ということで、防衛体制を防衛省・自衛隊のみで行えるものとは考えておらず、日米同盟もごさいますし、また、国内的にも様々な関係機関、あるいは関係自治体とも連携・協力していかなければならないと、そういう問題意識を述べております。

専守防衛・文民統制・非核三原則等々については、従来の考え方を踏襲したものでごさいます。

また、核兵器の脅威の対応についても、弾道ミサイル防衛といった私たち自身の努力もごさいます、引き続き、米国の抑止力を期待せざる得ないところをごさいます。我が国の防衛の基本方針ということで、「3つのアプローチ」と称しておりますが、一つ目は我が国自身の努力であり、二つ目は唯一の同盟国であります日米同盟の強化も必要であり、三つ目は同盟国以外の国々あるいは国際機関と安全保障協力を進めていく必要があると、この3つのアプローチでもって我が国の防衛を全うしようと考えております。

繰り返しになりますが総合的な防衛体制の構築をごさいます、いずれにせよ関係機関との連携による総合的な体制が非常に重要であるとの問題意識を強く持っているところをごさいます。

次は統合機動防衛力をごさいます、統合機動防衛力が何かと申しますと、少し分かりにくいと思いますが、装備の運用水準を高め、その活動量を増加させるために防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保することが一点目で、二点目は統合運用の観点から能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、臨機に対応しうる防衛力という、この二つが大きな要素をごさいます。

基本的に動的防衛力とは、例えていえば、見るからに怖いライオンに近づかないという抑止力が働くわけですが、ライオンが敏捷に動いてシマウマを捕らえている場面を見るとさらに近づいてはいけないと思うわけです。そのようにライオンがシマウマ等を捕らえるという動作によって抑止力が高まるという認識をごさいます。同様に、活動量を増やしたり、いかに有能であるかを見せることを積極的に行うことによって、いまある防衛力がさらに高まるだろうとの考え方が動的防衛力をごさいます。

ただ、この時の動的防衛力はどちらかという自衛隊の体制を小さくしようとする方向性があった、財政面で厳しいという状況もあったのでそうなったわけですが、それで

はいけないと、いわば必要な筋肉もつけなければならないというのが今回の考え方で、動的防衛力そのものは引き継いでおりますが、それに加え必要かつ十分な質及び量の防衛力を効率的に確保するというところでございます。

そういう支えがあって動的防衛力の考え方を取り入れ、統合機動防衛力になっていると考えてよろしいかと思えます。

次に統合機動防衛力、あえていえば統合の部分ですが、25年度完成時防衛力とよく聞かない言葉ですが、これは25年度の予算で完成したことのことで、例えば戦闘機の予算を付けて実際に入ってくるまで最低5年くらいかかり、艦艇であれば4年ほどかかります。そういうことで25年度完成時防衛力とは今から4～5年後のことをいっているわけでございます。

他方、新防衛大綱・中期防で目指す防衛力は10～15年後の先のことを考えているわけで、そうすると周りの国々いわゆる対象国が10～15年後にどんな能力を持つかを想定し、我が方は25年度完成時防衛力をみて、一定のシナリオの下で組み合わせるとどういう結果が出るか考えるわけで、それが能力評価です。その能力結果を踏まえて、防衛大綱の目標を作ったり、中期防の調達計画を作ったり、陸・海・空を総合的・一体的に動くといったこと、そういう手法を用いて作ったわけでございます。

次に日米同盟の強化でございますが、抑止力および対処力の強化ということで、当然のことながら安全保障環境が厳しくなっている中で、我が国だけでは難しいので対処力の強化ということでもあります。具体的には、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行うことを宣言しているところでございます。また協力分野を広げるという意味で、例えば災害対応について積極的にアメリカ軍と共同対応していこうという方向性を出しているところでございます。さらに、これは従来からの考え方でございますが、在日米軍駐留に関する施策として、在日米軍の再編の実施、地元の負担軽減、それから普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小といったことにより沖縄の負担軽減を図ろうということをして3つ目の柱として打ち出しているわけでございます。

次に安全保障協力の積極的な推進でございますが、先程述べた「3つのアプローチ」であります。韓国、豪州、中国、ロシア、インドなど国名を挙げて域内各国との関係の強化を進めていかなければならないと述べております。さらに国際社会との協力もまた重要な要素だと考えております。特に軍備管理・軍縮、不拡散といった問題については、アジア・太平洋地域の域外国、域外機関、国際機関との連携も不可欠であるわけでございます。

次に防衛力と重視すべき機能・能力についてですが、先程申し上げた統合機動防衛力の考え方に基づいて、主要な役割、その役割を果たす上での重視事項といった考え方の整理をしております。次に周辺海空域における安全確保ということで、我が国の周辺空域を常時監視しなくてははいけないという問題意識が中心でございます。したがって、そのための手段として早期警戒機あるいは滞空型無人機あるいは海においては新型護衛艦といったものが必要になると考えているわけでございます。

次に島嶼部に対する攻撃への対応でございますが、能力評価においても重視してかなり力を入れた分野でございます。これにつきましては、今回、特に強調しておりますのは水陸両用作戦能力の整備や、後方支援能力の向上などでございます。こういったもの

があって初めて島嶼部に対する攻撃への対応ができると考えたわけでございます。

次に弾道ミサイル攻撃への対応でございますが、従来から力を入れてきた分野であり、今回は重視すべき機能・能力としまして、弾道ミサイル対処能力の総合的な向上、あるいは即応態勢、同時対処能力さらには継続的に対処できる能力といったものの強化、それから弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についての検討も入れております。これは、いわゆる敵地攻撃能力や策源地攻撃といわれていたものに関する検討の表現振りをこのようにいたしましたものです。

次に宇宙空間及びサイバー空間における対応ということで、これらの問題は、防衛においても焦点となりつつあります。宇宙に関しては、例えば宇宙状況監視で宇宙に何が飛んでいるのかを正確に把握すること、サイバーに関しては、情報を収集して、それに対する研究・対処の態勢を高めていくことが必要だと強調しているところでございます。

次に大規模災害等への対応につきまして、3. 1 1以降、防衛省・自衛隊にとって極めて重要な取組領域であることは間違いありません。重視すべき機能・能力といたしましては、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開させなければならず、陸・海・空の統合運用が基本となり、長期間でも対応出来るようにしなければならない。こういったことが3. 1 1の教訓を踏まえ、今回の防衛大綱に記述しているところでございます。

次に各種事態等において共通して重視すべき機能・能力として、情報・輸送・指揮統制・情報通信能力を挙げておりまして、特に島嶼防衛の関係では輸送能力が重要になると思っております。必要なときに大規模な要員を輸送・展開できるようにしなければならないと考えており、自衛隊だけで出来るものでなければ民間輸送力を活用していかなければならない。こういったことを今回強調しているところでございます。

次にアジア太平洋地域の安定化・グローバルな安全保障環境の改善ということで、防衛交流や共同訓練を通じて各国との信頼関係あるいは協力関係を深めていくことに努めていくとしております。陸・海・空を横断的に申し上げてきましたが、次は整備すべき能力を踏まえ陸・海・空のそれぞれがどのような体制を目指すのかを記述しております。一番大きな変革を予定しているのは陸上自衛隊ですが、師団及び旅団の約半数を高い機動力や警戒監視能力を備える即応機動連隊から機動師団・機動旅団に改編します。いままでの師団や旅団は同じ編成でしたが、今回はそれを2種類に分けて、機動性の高い師団及び旅団と、従来の師団及び旅団に分けると決めたわけです。

それから水陸機動団の新編というのがございますが、島嶼へ侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための水陸両用の能力を持った新しい部隊を編成しようと考えております。また、3. 1 1の教訓を踏まえ、いままで陸上自衛隊全体を束ねる統一司令部はなかったのですが、新しく創設し広域あるいは大規模な部隊の展開に対応できるようにすることと、今後、予想されている大規模の災害等があった場合に、より効果的な効率的な対応ができるのではないかと考えております。また、戦車と火砲を減らす、これはいわゆる冷戦型の装備品ということで、将来への備えとして能力は残したいと考えておりますが、基本的に常時保有しているものとしては最小限に減らすということが今回の方針でございます。

ちなみに編成定数約15.9万人を維持するというところでございますが、3. 1 1の教訓でも最後は人員をどれだけ投入できるか、それが大規模災害時の決定的な対処の要

素だと認識しておりまして、そのためには定数を減らすわけにはいかないと考えております。

次に海上自衛隊においては、それ程大きな変化はありませんが、護衛艦47隻から54隻へ増やし、掃海艇25隻を18隻に減らします。護衛艦を増やすこととしましては、掃海機能を持たせることも考えており、これにより護衛艦の方が汎用性がありますので、より様々な事態に柔軟に対応出来るようになるのではないかと考えております。潜水艦部隊と哨戒機部隊とその他ということになりますが、潜水艦部隊は22防衛大綱を踏襲し、22隻まで増やします。哨戒機部隊は基本的に維持し、機種を更新はございますが維持することになっており、以上が海上自衛隊の主要事項となっております。

次に航空自衛隊でございますが、E-2C部隊の2個飛行隊化があり、まもなく那覇基地に2個目の飛行隊が編成される予定でございます。それから早期警戒（管制）機の整備ということで、新しい早期警戒機あるいは早期警戒管制機を導入したいと思っております。これにつきましては、南西方面の体制を強化して、現行の体制の中で運用を強化して、最大限常時警戒できるようにしているのですが、早急に対応能力を更に高めていく必要があるだろうと考えております。

戦闘機の将来像については、従来の方針でございますが、平成27年度には那覇基地においてはF-15戦闘機の飛行隊を1個から2個飛行隊にと考えており、それに伴う他の航空自衛隊基地における変更がございます。基本的に大きく変わるものではありませんが、飛行隊が12飛行隊から13個飛行隊へ1個飛行隊を増やすことを考えております。

それから戦闘機の活動を支えるための空中給油機の部隊も増やしたいと考えております。空中給油機の部隊を現在の1個飛行隊から2個飛行隊にし、F-15戦闘機の活動を支えることによって、戦闘機の滞空時間が長くなり、戦闘機の活動状況が改善されることとなります。

それからBMD（弾道ミサイル防衛）の体制ですが、現在、イージス・システム搭載の護衛艦で「こんごう」型が4隻ありますが、これに「あたご」型の2隻を増やす従来の方針に加え、さらに新型艦2隻を増やして将来的には8隻体制を構築したいと思っております。これによりまして、「こんごう」型1隻と「あたご」型1隻の2隻の組合せで日本全土を常時守ることができると、その態勢を維持できることとなります。

先程、動的防衛力にプラス質と量と申し上げましたが、そういう意味でも様々の基盤にも力を入れております。その基盤の項目としては、訓練や演習の基盤がありまして、沖縄県を含む南西地域におきましては、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用を進めることによって良好な訓練環境を確保していく考え方を述べております。さらに、運用基盤がございまして、駐屯地の抗堪化でようするに攻撃されても機能を失わないようにする、装備品に必要な弾薬の確保や備蓄などといったことを行っていきたいと考えております。

次に人事教育関係でございますが、これも従来から問題意識を持って取り組んでいたもので、今回の防衛大綱に記述することによって強化していきたいと思っております。

また、衛生と防衛生産・技術基盤ですが、自衛隊の活動を支え能力発揮の基盤ということで重要な要素と思っており、防衛生産・技術基盤であれば装備品の民間転用等の推

進や、将来ビジョンを作って基盤を強化したいと考えております。

武器輸出三原則については、いま引き続き検討中ですが、平和貢献、国際交流に一層積極的に関与する、あるいは防衛装備品等の共同開発・生産等に参画するといった観点から明確な基準を持ち、禁止される場合は、はっきりさせるような透明性に富んだ新たな原則の検討を行っているところでございます。

装備品の効率的な取得については、これまでは従来の方式で構想・開発・量産・運用・維持・廃棄という装備品のライフサイクルについて、それぞれの部署が個別に見る体制でライフサイクルが監督されてきましたが、それでは効率的ではなく、ライフサイクルのコスト管理も出来ないという問題意識から、少なくとも主要な装備品についてはライフサイクル全体を一つのチームが監督するような組織・取組が必要になるだろうと思っております。

地域コミュニティとの連携については、当然のことですが今回の防衛大綱でも改めて強い問題意識を持った分野で、また、情報発信の強化と知的基盤の強化もでございます。

続いては、中期防衛力整備計画についてですが、これは防衛計画の大綱の目標を達成するための調達計画でありますので、いままでの御説明と重なる部分がございますので、内容は省略します。

なお、今後5年間に必要となる経費の見積もりは、今回の26中期防において24兆6,700億円（平成26年度～平成30年度）であり、平成25年度防衛関係費の平均1.8%増と伸びている数字でございます。この予算であれば先程から申し上げている能力を構築できるのではないかと考えております。

いずれにせよ冒頭でも申し上げたように、最終的な年度予算の決定によって実際の整備・調達が行われているわけございまして、私どもとしては必要だと思われる能力の確保、統合機動防衛力の構築に向けて引き続き全力を挙げていきたいと思っております。

私からの防衛計画の大綱等のご説明に関しましては、以上とさせていただきます。

【質疑応答】

【質疑者①】

講演ありがとうございました。

あえて提案をさせていただきます。

今日の講演内容ですと大学の授業を受けているような感覚で、たくさんの専門用語が出てきて（頭に）入ってこないわけですよ。

もしこのような機会を今後も行っていくならば、端的に分かりやすい内容で、なぜ防衛力が必要なのか、沖縄では、自衛隊の存在も残念ながら、自衛隊に対して本当に不当な差別があります。しかし、本当に自衛隊は必要です。そのことを分かりやすく沖縄県民の普通の人たちに分かりやすいように、教えていく行動をやらないと、「防衛力とは何の話」と受け流しになる。

残念ながら私は、ボランティアで普天間基地の前で汚されたフェンスを掃除したり、

そしてヘイトスピーチを行っている団体と対抗して、僕らは出勤するアメリカ兵に対して挨拶をしているんです。

ところが私たちはボランティアでやっているもんですから、週1～2回しか出来ないわけですよ。こういうところから沖縄県に無法地帯があるわけですよ。これをもっと知らせて、法律違反をすることはいけないことだと、そして法律違反をしたら逮捕されるということを、是非これから正して欲しいんです。

法律違反しても彼らはひどい言葉とか言いますから、子供が車に乗っていようが何しようが大きな声で脅しますからね。こんなことを一つ一つ是非、潰してください。そうしないと沖縄はまともにならないですよ。

だから一般市民・県民の意識改革から、是非、米軍がなぜ必要なのか、大震災の時にどれだけの活躍をしたのか、自衛隊がどれだけ活動して人を助けてくれたか。これをまず、しっかり日本国として何回も何回もみんなに知らせてください。

広報が悪いんです、本当にしっかりと知れば沖縄県民も分かります。

ところが「基地は危ない」、「戦争が…」などばかりなので、是非、基本から変えてください。

【防衛政策局 真部次長】

貴重なご指摘ありがとうございます。それからボランティア活動は、個人的には敬意を表したいと存じます。

まだまだ説明が足りないのではないかと、分かりにくいだらうと、基本からまず説いていかなければならないというのは、ただ今ご説明した私にとっては耳が痛いんですが、もっともな御指摘だと思います。

どのような工夫が出来るのか知恵を絞っていきたいと思いますので、また色々ご教示いただければと思います。ありがとうございます。

【質疑者②】

いまの沖縄は本当に国防に対して無関心なところがある。いま沖縄が現存しているのは、やっぱり米軍の基地と自衛隊が配置して日本国という国に属しているから繁栄している。それを沖縄の人は分かっていないです。

それは沖縄のマスコミが悪いんですよ、ここで紙面見ていると思うのですが、みんな偏見ばかりです。

独立した国であれば、みんな体を張って自国を守っているのが当然ですよ、いままでの歴史からみても。沖縄にはそれがありません。無関心。そうさせたのが沖縄のマスコミです。

ここに沖縄のマスコミ関係者がいると思いますが、沖縄が一番呆れているんです、頑固者の、沖縄の人間は融通が利かないです。これ以上一括交付金を貰って沖縄がどうして繁栄しているか、そういうことを全然報道しない、まして基地の跡地を利用するにしても、どのような発想を持っているか、適当なところが残っているんです。本当に体を張って沖縄を守ったという歴史が無いんですよ。薩摩侵攻で武力でやられましたけど、ただ、いまの沖縄県民からしてみれば国を守るということは沖縄は守られていることなんだか

ら、それをただ「平和だ平和だ」と言って、この偏見報道は本当に間違っています。

最後には沖縄県民が一番惨めな思いをする、基地が無ければ、米軍が無ければ独立も出来ない。140万人を養う力もない、沖縄のマスコミ関係者がいれば肝に銘じてください。

【質疑者③】

先程は講演ありがとうございます。そして日頃、日本を守ってくださってありがとうございます。私は沖縄県名護市から今日防衛セミナーがあるということで勉強しに来た一般市民です。

質問ですが、日本は世界的にみても技術がすごく突出していて誇る国ですが、防衛の面において日本を守るための自衛隊が一番他国に抜きん出ている戦闘機なり防衛する実際の機種がどういうものがあるのか教えてください。

【防衛政策局 真部次長】

確におっしゃられたとおり、日本の技術水準は防衛の分野を含めて世界的には高いということは、御指摘のとおりだろうと思います。

防衛分野に関していえば、必ずしも国産技術だけを使って防衛力の整備をしているものではないのですが、あえていくつか例を申し上げますと、戦闘機であればF-2戦闘機がございまして、これは共同開発ではございますが、かなりの主要部分を日本の技術を使って開発された戦闘機であります。

それから同じく航空機であれば、現在まだ開発中で最後の段階ですが、大型輸送機でC-2とっておりますが、これも世界的にみてこの種のものであればどこにも負けないものだろうと思います。

陸上自衛隊関係の装備品は、一番国産化の率が高いところでございますが、例えば戦車は、平成10年に制式化されたことから、この「10」をとった10式戦車というのがございます。

これは部隊に配備されはじめたところありますが、これも技術水準的には世界有数だろうと思います。

いま思いつくままに列挙しましたが、陸・海・空のそれぞれの分野において、日本の防衛装備の技術水準は、少なくともいくつかの分野においては世界的な水準にあると申し上げてよろしいかと思えます。

【質疑者④】

どうも、お疲れ様でした。26中期防衛力整備計画の主力の中でもあるんですけど、宇宙状況監視システムは米軍もかなり力を入れていて、世界中で整備がはじまっていますが、日本も技術があるんですけど整備態勢が遅れているのではないかとイメージがあるので、具体的に宇宙状況監視システムの構築についてどのように考えているか、お話しできる範囲内をお願いしたいと思います。

【防衛政策局 真部次長】

御指摘のとおり、宇宙状況監視システムというのは世界的にみても注目度が高まっている分野で、我が国ではJAXAという文部科学省の管轄下の独立行政法人ですが、こういったところの取組がございました。

それから防衛省・自衛隊もFPS-5という固定式のレーダーがございましたが、これを使って宇宙の状況を、例えば衛星がどこを飛んでいるのかなど、そういったことが出来ないかということについて研究しているところがございます。

それから先程も申し上げましたJAXAとも26年度に宇宙状況監視システムでどういう連携が出来るのかといったことを共同で研究しようという試みをしております。

まだまだそういった意味では始まったばかりの面があるかと思いますが、重要分野であるとの認識は、防衛省・自衛隊もそうですし、JAXAあるいは文部科学省なども認識を持っているところでございますので、これから取組を加速して諸外国に負けないように能力を高めていきたいというふうに思っております。

【沖縄防衛局次長】

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、大変多くの方にご出席を賜りますとともに、長時間にわたり最後までご静聴いただき、誠にありがとうございました。

本日の講演は、「我が国の安全保障政策」というテーマで、今後の我が国の安全保障政策の司令塔となる内閣官房国家安全保障局の赤瀬参事官から「国家安全保障戦略」について、また、防衛省防衛政策局の真部次長から「国家安全保障戦略」を踏まえ策定された「新防衛大綱」について、それぞれ御講演いただきました。

沖縄防衛局といたしましては、今後とも防衛セミナーの場などを活用して、防衛省・自衛隊の重要政策や我が国を取り巻く安全保障環境について御紹介してまいるつもりですが、先程ご意見をいただきましたが、みなさまにおかれましては、こんなテーマで講演して欲しいなどご提案がございましたら、お手元のアンケート用紙にご記入いただければと思います。

以上、はなはだ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。